乙訓地域医療構想調整会議(第1回)の開催について

次のとおり、乙訓地域医療構想調整会議を公開で開催しますので、お知らせします。

1 日時

平成27年10月15日(木曜日)午後3時00分から(終了予定午後5時)

2 場所

京都府乙訓総合庁舎・乙訓保健所講堂

3 内容

- (1) 地域医療構想について
- (2) 乙訓地域の医療等の状況について

4 傍聴手続

- (1) 定員:10 名
- (2) 受付:受付は、当日の午後2時30分から2時45分の間、会場前受付で行うこととし、定員になり次第終了します。
- (3) 注意事項: 傍聴に当たっては、下記「傍聴要領」に記載された事項を遵守願います。

5 お問い合わせ先

京都府 乙訓保健所 企画調整室

電話:075-933-1152

【傍聴要領】

- 1 傍聴する場合の手続き
 - (1) 傍聴を希望される方は、当日の午後2時30分から2時45分の間に受付を済ませ、 事務局の指示に従い、会場に入場すること。
 - (2) 受付は先着順とし、定員になり次第終了する。
- 2 傍聴に当たって守るべき事項
 - (1) 会議開催中は、議長の指示に従い、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、 反対の意向等を表明しないこと。
 - (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用する と認められるものを携帯又は着用しないこと。
 - (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
 - (4) 携帯電話は、マナーモードにするか電源を切っておくこと。
 - (5) 会場内において飲食及び喫煙をしないこと。
 - (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。 ただし、事前に事務局の許可を得た場合は、この限りではない。
 - (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- 3 会議の秩序の維持

上記2の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。

傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合、緊急的に公開できない事項を取り 扱う必要が生じた場合等は、会議を途中で非公開とする場合があります。